

目 次

序章 変化に対応する新たな株主総会法制の設計に向けて	
	〔田中 亘〕 1

I 本書の成り立ち及び特長	1
II 各章の内容紹介	3
1 はじめに	3
2 株主総会の招集決定から開催まで	3
(1) 招集手続, 株主の総会参与権と入場制限	3
(2) 株主の議決権行使等に関連する実務	4
(3) 議案の撤回・修正, 開催時刻・会場の変更, 延会・継続会	5
3 株主総会の審議(議事運営)及び決議	6
(1) 株主総会の議事運営	6
(2) 株主総会の決議	8
4 株主権行使への対応——株主提案, 委任状勧誘, 株主による株主総会招集請求	9
(1) 株主提案への対応	9
(2) 賛否拮抗総会における委任状勧誘	10
(3) 株主による株主総会招集請求	12
5 バーチャル株主総会	13
III おわりに	14

第1章 招集決定その他招集手続 15

【実務編】	〔渡辺邦広 = 小林雄介〕 15
-------	------------------

I 招集決定その他招集手続に関する基礎	15
1 招集の決定事項	15
2 招集通知・株主総会資料の提供	16
II 株主の総会参与権に関連する論点(コロナ禍を踏まえて)	17
1 背景／実務の状況	17
2 実務上の論点	18
(1) 総会当日に来場株主を会場に収容できない状況が生じた場合の入場	

制限	18	(2) 定員制	20	(3) 事前登録制	21	(4) 来場自粛の呼びかけ	22	
III	株主総会資料の電子提供制度に関連する論点	23						
1	背景／実務の状況	23						
2	実務上の論点	23						
	(1) 議決権行使書面の電子提供措置の方法	23	(2) 株主総会招集通知の発送と電子提供措置に係る定款規定の新設の先後関係	25				
	(3) 電子提供措置事項の修正が可能な範囲と限界	27	(4) 電子提供措置事項の誤りが株主総会決議に与える影響	39	(5) 電子提供措置事項の修正時期と修正の可否・方法・範囲	40		
【理論編】	—————						〔藤林大地〕	42
I	株主の総会参与権に関連する論点	42						
1	序論	42						
	(1) 総会出席権の意義	43	(2) チッソ事件最高裁判決	44				
2	総会当日に来場株主を会場に収容できない状況が生じた場合の入場制限	45						
	(1) 入場制限の適法性	45	(2) 補論	46				
3	定員制	47						
	(1) 定員制の適法性	47	(2) 合理的な出席株主数を下回る人数を定員とすることが認められる場合	48				
4	事前登録制	49						
5	来場自粛の呼びかけ	51						
II	株主総会資料の電子提供制度に関連する論点	52						
1	議決権行使書面の電子提供措置の方法	52						
	(1) 問題の所在	52	(2) 検討	53				
2	電子提供措置事項の修正が可能な範囲と限界	54						
	(1) 序論	54	(2) 株主総会参考書類に記載された事項の修正	56				
	(3) 事業報告又は計算書類若しくは連結計算書類に記載された事項の修正	60	(4) 会社法 298 条 1 項各号に掲げる事項の修正	62				
3	電子提供措置事項の誤りが株主総会決議に与える影響	62						
	(1) 電子提供措置事項の誤りと招集手続の瑕疵	63	(2) 招集手続の瑕疵と決議取消事由が認められる範囲	63				
4	電子提供措置事項の修正時期と修正の可否・方法・範囲	64						

第2章 議決権行使促進／包括委任状・手続的動議に関する委任／ 本人確認・実質株主対応 67

【実務編】———〔金村公樹＝進 華菜子〕 67

I 議決権行使促進	67
1 株主の把握 67	
(1) 背景／実務の状況 67	(2) 実務上の論点 68
2 議決権行使促進策 68	
(1) 背景／実務の状況 68	(2) 実務上の論点 69
3 大株主に対する事前説明，補足説明の提供等 72	
(1) 背景／実務の状況 72	(2) 実務上の論点 72
II 包括委任状・手続的動議に権限を限定した委任状	76
1 包括委任状と委任状勧誘規制 76	
(1) 背景／実務の状況 76	(2) 実務上の論点 77
2 手続的動議に権限を限定した委任 79	
(1) 背景／実務の状況 79	(2) 実務上の論点 80
III 本人確認・実質株主対応	82
1 株主総会における本人確認 82	
(1) 背景／実務の状況 82	(2) 実務上の論点 85
2 実質株主の株主総会への出席 87	
(1) 背景／実務の状況 87	(2) 実務上の論点 88

【理論編】———〔松元暢子〕 90

I はじめに	90
II 議決権行使促進	90
1 株主の把握 90	
(1) 「実質株主」の用語と実質株主を把握することが難しい理由 90	
(2) 現在の状況 92	(3) イギリス会社法における実質株主調査制度の概要 93
(4) EU 第二次株主権指令における株主の特定についての規定 96	(5) 検討 97
2 議決権行使促進策 99	
(1) 株主平等原則との関係について 100	(2) 利益供与禁止規制との関係について 100
3 大株主に対する事前説明，補足説明の提供等 103	

(1) 株主平等原則との関係について	104	(2) インサイダー取引規制及びフェア・ディスクロージャー・ルールとの関係について	104
III 包括委任状・手続的動議に権限を限定した委任状			106
1 「包括委任状」や「手続的動議に権限を限定した委任状」の利用が検討される理由の整理			106
(1) 「包括委任状」が用いられる理由	106	(2) 「手続的動議に権限を限定する委任状」の利用が検討される理由	107
2 包括委任状に関する検討課題			108
3 手続的動議に権限を限定した委任状に関する検討課題			110
IV 本人確認			112
1 問題の所在			112
2 株主ではない者に権利行使させた場合や株主の権利行使を拒んだ場合の法的効果			112
(1) 株主提案権を行使した者が株主本人ではなかった場合（ケース(i)）	113	(2) 会社側が、真正な株主による株主提案権の行使を拒んでしまった場合（ケース(ii)）	114
(3) 株主総会で議決権行使をした者が株主本人ではなかった場合（ケース(iii)）	116	(4) 会社側が、真正な株主による株主総会における議決権行使を拒んでしまった場合（ケース(iv)）	117
V 実質株主対応			118

第3章 議案の撤回・修正／開催時刻・会場の変更／ 延会・継続会

【実務編】			〔奥田亮輔＝立元寛人〕	123	
I 議案の撤回・修正				123	
1 背景／実務の状況				123	
(1) 議案の撤回	123	(2) 議案の修正	124		
2 実務上の論点				124	
(1) 議案の撤回に際した株主総会の承認の要否	124	(2) 事前の議決権行使の集計により既に決議要件を充たしていた場合に、会社側が当該議案を撤回することの可否	125	(3) 議案の内容を修正する動議を会社側（議長）から提出することの可否	126

II 株主総会の開催時刻・会場の変更等	127
1 背景／実務の状況 127	
2 実務上の論点 128	
(1) 会場や開催時刻の変更の可否・限界 128	
(2) 会場や開催時刻の変更の手続 130	
III 定時株主総会において決算報告を行うことができない場合の対応	130
1 背景／実務の状況 130	
(1) 定時株主総会の延期（後ろ倒し方式） 131	
(2) 継続会の開催（継続会方式） 132	
(3) 別途の株主総会の開催（第二総会方式） 133	
2 定時株主総会の延期（後ろ倒し方式）に関する論点 134	
(1) 定時株主総会の延期の可否 134	
(2) 定時株主総会開催時の役員の任期満了との関係 135	
3 継続会の開催（継続会方式）に関する論点 136	
(1) 継続会の利用の可否 136	
(2) 継続会における修正動議の可否 138	
(3) 継続会開催の決議後に計算書類の承認が必要となった場合における継続会の開催要否 138	
(4) 定時株主総会について継続会を開催した場合の改選期の役員の任期満了時期 139	
(5) 当初総会からの間隔 140	
(6) 継続会の開催に際しての書面による計算書類等の提供の要否 141	
4 別途の株主総会の開催（第二総会方式）に関する論点 142	
【理論編】	[加藤貴仁] 144
I 議案の撤回・修正	144
1 会社が議案を撤回することの可否 144	
2 会社が議案の内容を修正する動議を提出することの可否 148	
II 株主総会の会場・開催時刻の変更等	151
III 定時株主総会において決算報告を行うことができない場合の対応	156
1 分析の視点 156	
(1) 定時株主総会に関する会社法の規定 156	
(2) 決算手続の遅延が生じた場合の問題とその対応策 157	
(3) 後ろ倒し方式，継続会方式，第二総会方式に関する各論点の相互関係 159	
2 定時株主総会の延期（後ろ倒し方式）に関する論点 161	
3 継続会の開催（継続会方式）に関する論点 166	
4 別途の株主総会の開催（第二総会方式）に関する論点 175	

- 5 3つの選択肢（後ろ倒し方式，継続会方式，第二総会方式）を認める
必要はあるか？ 179

第4章 総会当日の議事運営 181

【実務編】—————〔若林功晃＝河西和佳子〕 181

I 株主総会の当日の議事運営を巡る論点	181
II 株主でない弁護士の代理出席	181
1 背景／実務の状況 181	
2 実務上の論点 182	
III 役員の会場出席の要否	186
1 背景／実務の状況 186	
2 実務上の論点 186	
IV 議長の議事整理と裁量	187
1 背景／実務の状況 187	
2 実務上の論点 188	
(1) 受付時の入場禁止／退場命令 188	
(2) 審議に係る議事進行 188	
V 手続的動議	192
1 背景／実務の状況 192	
2 実務上の論点 193	
VI 修正動議	195
1 背景／実務の状況 195	
2 実務上の論点 196	
(1) 修正動議の採用の要否 196	
(2) 適法な修正動議の範囲 197	
(3) 修正動議の採決 200	

【理論編】—————〔尾崎悠一〕 201

I はじめに	201
II 株主でない弁護士の代理出席	201
1 定款に代理人資格を株主に限る旨の定めを置くことはできるのか 201	
2 弁護士が代理出席することを拒否することは可能か 202	
III 役員の会場出席の要否	207
IV 議長の議事整理と裁量	208

1 受付時の入場禁止／退場命令	208
2 審議に係る議事進行	209
(1) 発言機会・発言者の事前の限定	209
(2) 質疑の打ち切り	211
V 手続的動議	212
VI 修正動議	215
1 修正動議の採用の要否	215
2 適法な修正動議の範囲	216
(1) 配当金額減額	218
(2) 組織再編契約・計画	218
(3) 定款 変更議案	220
(4) 役員選任議案	221
(5) その他	222
3 修正動議の採決	222
 第5章 議決権行使・採決	225
【実務編】	〔邊 英基 = 片山和紀〕 225
I 事前の議決権行使	225
1 背景／実務の状況	225
(1) 書面投票制度・電子投票制度の概要	225
(2) 議決権行使書面 等の法定記載事項・任意記載事項	227
(3) 賛否等の意思表示が無い、 あるいは、不明瞭な議決権行使書面の取扱い	228
(4) 議決権 行使書面の再発行・私製の議決権行使書面の取扱い	229
(5) 事前 の議決権行使の重複・撤回	230
(6) 事前の議決権行使の行使期 限	231
(7) 議決権電子行使プラットフォーム	232
2 実務上の論点	233
(1) 行使期限後の事前の議決権行使の取扱い	233
(2) 途中退場者 の事前の議決権行使の取扱い	236
II 議案の採決	237
1 背景／実務の状況	237
(1) 採決の順序	237
(2) 採決の方法	239
(3) 議決権行使結果 の集計	241
2 実務上の論点	243
(1) 採決行為の簡素化	243
(2) 決議の成立時期	244
(3) 議長 その他の出席役員の株主としての議決権行使	246
【理論編】	〔行岡睦彦〕 249

I	総論	249
1	はじめに	249
2	昭和 56 年商法改正	249
3	書面投票の法的構造	250
II	議決権行使書面の提出期限	252
1	論点①について	252
	(1) 期限後提出分を有効と取り扱うことの可否	252
	(2) 恣意的な差別的取扱いが許されないこと	253
	(3) 期限後提出分を有効と取り扱う場合の手続	253
2	論点②について	255
3	論点③について	256
III	事前の議決権行使と当日出席（委任状による代理出席を含む）との関係	258
1	「出席」の判断基準	258
2	採決前の途中退場（論点④）	260
IV	採決行為の簡素化	261
1	採決の省略の可否（論点⑤ (i)）	262
2	一括採決の可否（論点⑤ (ii)）	266
V	決議成立の要件と時期	267
1	決議の成立要件——総論	267
2	論点⑥について	269
	(1) 議案について採決も可決宣言もしなかった場合（論点⑥ (i)）	270
	(2) 議案について採決又は可決宣言がなされた場合（論点⑥ (ii)・(iii)）	271
	(3) 客観的には否決の議案について、議長が可決宣言をした場合（論点⑥ (iv)）	272
3	論点⑦について	272
VI	議長その他の出席役員の株主としての議決権行使	274

第 6 章 株主提案対応 279

【実務編】—— [福田 剛 = 香川絢奈] 279

I	株主提案と期限	279
1	背景／実務の状況	279

(1) 制度概要	279	(2) 行使要件	280
2 実務上の論点	281		
(1) 個別株主通知の到達遅延の取扱い	281	(2) 株主提案権と休日 の取扱い	283
II 提案議案に関する情報提供	284		
1 背景／実務の状況	284		
2 実務上の論点	286		
(1) 定款に基づく事前通知条項の導入	286	(2) 株式取扱規則に基 づく事前通知条項の導入	287
III 権利濫用となる場合	289		
1 背景／実務の状況	289		
2 実務上の論点	290		
IV 株主提案の類型ごとの提案の適法性	291		
1 背景／実務の状況	291		
2 実務上の論点	291		
(1) 合併その他の組織再編	291	(2) 自己株式取得	293
(3) 定款変更	294	(4) 勧告的提案	295
V 株主提案の撤回	296		
1 背景／実務の状況	296		
2 実務上の論点	297		
VI 株主提案の説明義務	298		
1 背景／実務の状況	298		
2 実務上の論点	298		
【理論編】	300	〔増田友樹〕	300
I 株主提案権の機能	300		
1 序	300		
2 従来の理解——コミュニケーションの促進	300		
3 近時の議論とわが国における実証研究	300		
4 本稿の立場——経営陣に対する規律づけとしての株主提案権	302		
II 株主提案と期限	303		
1 会社法における期間計算	304		
2 株主提案権の場合	304		
III 提案議案に関する情報提供	305		

1	米国における事前通知条項の取扱い	305
2	わが国における事前通知条項の適法性	307
3	事前通知条項に違反した場合の取扱い	308
	(1) 株式取扱規則の性質	309
	(2) 経営陣による恣意的な運用への対処	309
IV	権利濫用となる場合	310
1	権利濫用の要件	310
2	特定の取締役を侮辱するような内容の議案	311
3	愉快犯的な要素の強い議案	312
4	立法論的な検討	313
	(1) 第三者の審査	313
	(2) 行使要件の見直し	314
V	株主提案の類型ごとの提案の適法性	314
1	合併その他の組織再編	315
2	自己株式取得	315
3	定款変更——業務執行に属する事項	315
4	定款変更——環境問題・社会問題関連の事項	316
5	勧告的提案	317
	(1) 勧告的提案の性質	318
	(2) 立法論的な検討	319
VI	株主提案の撤回	320
VII	株主提案の説明義務	321
1	提案株主からの提案理由の説明をしたいとの申し出があった場合	321
2	他の出席株主が提案株主に対して説明を求めた場合	322

第7章 委任状勧誘戦を含む賛否拮抗総会 323

【実務編】——〔近澤 諒 = 中尾匡利〕 323

I	賛否が拮抗する株主総会の特徴	323
II	「勧誘」行為の範囲	324
1	背景／実務の状況	324
2	実務上の論点	325
III	招集通知等の電子提供と「勧誘」	326
1	背景／実務の状況	326
2	実務上の論点	327

IV 委任状の電子化	328
1 背景／実務の状況	328
2 実務上の論点	329
V 違法又は不当な勧誘行為への対抗手段（とりわけ事前の対抗手段について）	330
1 背景／実務の状況	330
2 実務上の論点	331
(1) 民事保全（仮処分）	331
(2) 議決権行使の拒絶	334
(3) その他の対応の可能性	336
VI 委任状の提出期限の設定の可否	336
1 背景／実務の状況	336
2 実務上の論点	337
VII 委任状等の有効性判定等	339
1 背景／実務の状況	339
2 実務上の論点	340
(1) いわゆる一体型用紙の留意点	340
(2) 委任状等の有効性判定についての会社の裁量	341
(3) 勧誘の趣旨に反する委任状について受任しないことの可否	342
VIII 賛否が拮抗する議案がある場合の総会当日の対応	342
1 背景／実務の状況	342
2 実務上の論点	343
(1) 賛否拮抗総会における採決（投票用紙の記載等）	343
(2) 代理人による委任状記載の指示に反する議決権の行使の取扱い	344
(3) 当日の集計に時間を要する場合の対応	345
【理論編】	〔行岡睦彦〕 346
I はじめに	346
II 委任状の「勧誘」	346
1 問題の所在	346
2 「勧誘」の解釈論	347
3 論点①について	349
III 委任状勧誘と電子化	350
1 論点②について	350
(1) 問題の所在	350
(2) 解釈論	351
(3) 立法論	352

2 論点③について	354
IV 違法・不当な委任状勧誘の差止め（論点④）	355
1 総説	355
2 前提となる論点の検討	355
3 会社が違法・不当な委任状勧誘をしている場合	358
4 株主が違法・不当な委任状勧誘をしている場合	360
V 違法・不当な委任状勧誘と議決権行使	363
1 論点⑤について	363
2 論点⑥について	364
VI 委任状の提出期限（論点⑦）	366
VII 委任状の有効性の判定	368
1 論点⑧について	368
2 論点⑨について	370
3 論点⑩について	372
VIII 株主総会当日の対応	373
1 論点⑪について	373
2 論点⑫について	375

第8章 株主総会招集請求への対応 379

【実務編】———〔朽網友章 = 兼松勇樹〕 379

I 株主総会招集請求に関する動向	379
II 株主提案権との比較	380
III 株主総会招集請求を受けた上場会社の実務上の対応の流れ	381
IV 株主総会招集請求・株主総会招集許可申立てを受けた場合の会社の 初動対応	383
1 背景／実務の状況	383
2 実務上の論点	384
(1) 株主総会招集請求の権利濫用該当性	384
(2) 株主総会招集請求と勧告的決議	387
(3) 会社が任意に招集・開催する株主総会と、 株主による招集許可申立ての関係	388
V 株主による株主総会の招集・開催に関する会社側の対応・協力	390
1 招集株主による基準日公告の可否，方法	390

2 総株主通知	391
3 招集通知の作成・発送等	392
VI 株主による株主総会の招集・開催に対する会社側の対抗手段等	394
1 株主による違法な招集手続に対する取締役・監査役による差止めの仮処分等	395
2 会社による対抗提案の範囲、他の株主による会社法 303 条・305 条に基づく権利行使の可否	396
VII 株主総会当日の対応等	398
1 株主総会の議長	398
2 株主総会当日の取締役・監査役の出席・説明義務、事後の決議取消訴訟等における対応	399
3 株主総会の招集・開催費用の負担	400
VIII 調査者選任（316 条 2 項）	402
1 背景／実務の状況	402
2 実務上の論点	404
【理論編】	〔顧 丹丹〕 406
I 総論	406
1 はじめに	406
2 比較法	408
(1) 米国模範事業会社法（MBCA）	408
(2) イギリス会社法（Companies Act 2006）	409
(3) ドイツ株式法	410
3 若干の検討	411
(1) 現行制度の特徴	411
(2) 立法論の課題	412
II 株主総会招集請求・株主総会招集許可申立てを受けた場合の会社の初動対応	414
1 株主総会招集請求の権利濫用該当性（論点①）	414
(1) 権利濫用該当性の判断基準のあり方	414
(2) 具体的な場合への当てはめ	418
2 株主総会招集請求と勧告的決議（論点②）	421
3 会社が任意に招集・開催する株主総会との関係（論点③）	425
(1) 申立ての利益	426
(2) 招集の競合	429
III 株主による株主総会の招集・開催に関する会社側の対応・協力（論点④～⑥）	430

1 会社側の協力義務の有無	430
2 会社側が提供すべき協力の範囲（論点④～⑥）	431
IV 株主による株主総会の招集・開催に対する会社側の対抗手段等	433
1 株主による違法な招集手続に対する取締役・監査役による差止めの 仮処分等（論点⑦）	433
2 会社による対抗提案の範囲、他の株主による会社法 303 条・305 条に 基づく権利行使の可否（論点⑧）	433
V 株主総会当日の対応等	436
1 株主総会の議長（論点⑨）	436
2 株主総会当日の取締役・監査役の出席・説明義務、事後の決議取消 訴訟等における対応（論点⑩）	436
3 株主総会の招集・開催費用の負担（論点⑪）	436
(1) 株主招集総会の費用負担	437
(2) 取締役招集総会の費用負 担	440
VI 調査者選任（316 条 2 項）（論点⑫）	441

第 9 章 バーチャルオンリー株主総会 443

【実務編】—————〔河島勇太＝白岩直樹〕 443

I 総論	443
1 バーチャル株主総会の類型	443
2 バーチャルオンリー株主総会のメリット	445
3 バーチャル株主総会の開催社数（上場会社の 6 月総会）	445
4 株主総会をリアル会場を設けて開催することの必要性	446
II バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするための定款変更	447
1 背景／実務の状況	447
2 実務上の論点	448
III 情報伝達の双方向性及即時性	450
1 背景／実務の状況	450
2 実務上の論点	450
IV 延期・続行の議長一任決議と予備日の設定	451
1 背景／実務の状況	451
2 実務上の論点	452

V 場所の定め「ある」株主総会と場所の定め「ない」株主総会の 選択的な招集決定	455
1 背景／実務の状況	455
2 実務上の論点	455
VI バーチャルオンリー株主総会の場合におけるリアル会場の設置	457
1 背景／実務の状況	457
2 実務上の論点	457
VII インターネットの使用に支障のある株主への配慮	458
1 背景／実務の状況	458
2 実務上の論点	458
VIII バーチャルオンリー株主総会の開催選択	461
1 背景／実務の状況	461
2 実務上の論点	461
IX 事前登録制	462
1 背景／実務の状況	462
2 実務上の論点	462
X 本人確認	463
1 背景／実務の状況	463
2 実務上の論点	463
XI 質問・動議	465
1 背景／実務の状況	465
2 実務上の論点	465
XII イレギュラーな場面での対応	468
1 背景／実務の状況	468
2 実務上の論点	469
XIII 採決	472
1 背景／実務の状況	472
2 実務上の論点	472
XIV 決議の瑕疵	473
1 背景／実務の状況	473
2 実務上の論点	473
【理論編】	〔後藤 元〕 475
I 総論	475

1	バーチャルオンリー株主総会の意義	475
2	バーチャルオンリー株主総会への懸念	477
3	比較法	479
II	バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするための定款変更	480
III	情報伝達の双方向性と即時性	482
IV	予備日の設定	484
V	場所の定め「ある」株主総会と場所の定め「ない」株主総会の 選択的な招集決定	485
VI	バーチャルオンリー株主総会の場合におけるリアル会場の設置	486
VII	インターネットの使用に支障のある株主への配慮	488
VIII	バーチャルオンリー株主総会の選択に対する制約	490
IX	事前登録制	491
X	本人確認	493
XI	質問・動議	494
XII	イレギュラーな場面での対応	498
XIII	採決	501
XIV	決議の瑕疵	501
	判例索引	507
	事項索引	511

序 章

変化に対応する新たな株主総会法制の 設計に向けて

田中 亘

I 本書の成り立ち及び特長

本書は、株主総会の法律実務について包括的に解説する実務書である。また、株主総会に関する重要な法的論点について考察し、適切な法制度のあり方を探る研究書でもある。本序章では、本書の成り立ち及び特長を説明するとともに、本章に続く各章の内容を紹介する。

近年、わが国の株主総会（とりわけ、上場会社のそれ）を取り巻く状況は大きく変化している。新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、株主総会の開催方法が見直され、総会会場への株主の出席制限がとられたほか¹⁾、オンラインによる株主総会（バーチャル株主総会）の開催事例も見られるようになった²⁾。また、アクティビスト（物言う株主）や同意なき買収（敵対的買収）の動きが本格化し、委任状勧誘戦が繰り広げられ、ときには経営支配権の交替が実現する事例も生起している³⁾。さらに、ESG（環境・社会・ガバナンス）ないしサステナビリティに関する提案を含む株主提案も活発化しており⁴⁾、上場会社は、これまで以上に株主との間の建設的な対話に取り組む必要に迫られている。このような、株主総会を巡る様々な新しい事象に対応するため、これまでの

*本章は、科学研究費補助金（基盤 B）課題番号 23K22134 の研究成果の一部でもある。

- 1) 事前登録制度を含む株主総会の出席（入場）制限については、本書の第 1 章で論じられている。
- 2) バーチャル株主総会については、本書の第 9 章を参照。

解釈論を再検討するとともに、必要があれば法改正を行うなど、株主総会に関する適切な法制度の設計が必要とされている。

以上のような問題意識のもとに、2023年8月に、株主総会実務に携わる森・濱田松本法律事務所の弁護士及び三菱UFJ信託銀行・三井住友信託銀行の行員、並びに株主総会に関心を持つ会社法研究者をメンバーとする研究会を立ち上げた。研究会では、株主総会の実務の現状と、そこから浮かび上がる様々な法的課題に関して、各メンバーが報告を行い、それについて忌憚のない意見を述べ合い、議論を行った。本書は、同研究会での議論に基づくものであり、株主総会に関する実務家と研究者の共同研究の成果物と呼べるものである⁵⁾。

本書は、本書の成り立ち及び概要を説明する序章（本章）と、株主総会に関する各論を論じる9つの章からなる。序章を除く各章は、まず、前半部分【実務編】で、森・濱田松本法律事務所の弁護士が、各章の主題に関係する株主総会の実務について解説するとともに、実務において現在直面している法的論点を呈示する。それを受けて、後半部分【理論編】では、会社法の研究者が、前半部分で呈示された各論点について、裁判例や学説を検討したうえで、具体的な解釈論、論点によっては立法論を展開するという構成をとっている。

読者は、実務編を読むことにより、株主総会の最新の实務及び法的課題について知ることができよう。また、理論編は、会社法の研究者が、具体的な法律問題について研究し、研究会における実務家や他の研究者の指摘・意見、ときには厳しい批判を踏まえながら、各自の見解を述べたものであり、株主総会に関する最新の法学研究としての価値を持つものであると考える。

-
- 3) 同意なき買収や株主アクティビズムへの対応の実務に関し、田中亘＝倉橋雄作編著・三井住友信託銀行ガバナンスコンサルティング部著『SR・株主対応ハンドブック』（商事法務、2025年）第Ⅱ編第6章・第7章、大熊将八『アクティビストと企業支配権市場——日本企業に変革と再編を迫るマーケットの猛威』（金融財政事情研究会、2024年）参照。委任状勧誘戦など対立のある株主総会は、本書第7章の主題である。
 - 4) 株主提案については、本書第6章で議論している。
 - 5) 森・濱田松本法律事務所所属弁護士と、筆者をはじめとする会社法・金融商品取引法研究者の共同研究の成果物としては、これまでに、田中亘＝森・濱田松本法律事務所編『日本の公開買付け——制度と実証』（2016年）、同編『会社・株主間契約の理論と実務——合併事業・資本提携・スタートアップ投資』（2021年）が有斐閣から刊行されており、本書はそれらに続くものである。

なお、2024年9月に、商事法務研究会に「会社法制研究会」（座長・神作裕之 学習院大学教授）が設置され、会社法制の見直しについての検討が行われた。同研究会は、バーチャルオンリー株主総会を会社法上認めることや、株式会社が実質株主を知るための制度（実質株主調査制度）の創設など、株主総会に関する法改正も検討の遡上に乗せ、改正検討事項をまとめた報告書を公表した⁶⁾。2025年2月には、法制審議会に会社法制（株式・株主総会等関係）部会が設置され、同報告書の検討事項を中心に、会社法改正に向けた審議が進められている。本書では、これらの改正検討事項に関連する論点も取り扱っており（バーチャルオンリー株主総会については第9章、実質株主調査制度については第2章参照）、その点で本書の議論は、近い将来想定される会社法改正のための検討にとっても有益であろう。

II 各章の内容紹介

I はじめに

本節では、本序章に続く本書各章の内容を簡単に紹介する。おおむね、第1章から第3章までで、株主総会の招集の決定から開催に至るまでの実務を取り扱う。第4章と第5章は、それぞれ、株主総会の審議（議事運営）と決議（採決）について議論する。第6章から第8章までは、株主提案、委任状勧誘及び少数株主による株主総会招集請求といった、少数株主権の行使などに伴い対立の関係が生じている株主総会について取り扱う。第9章は、バーチャル株主総会についての解釈や立法上の問題を論じる。

2 株主総会の招集決定から開催まで

(1) 招集手続、株主の総会参与権と入場制限

第1章「招集決定その他招集手続」（【実務編】渡辺邦広＝小林雄介／【理論編】藤林大地）は、株主総会の招集の決定を初めとする招集手続の実務及び法的論点を取り扱う。

6) 商事法務研究会「会社法制研究会報告書」（令和7年2月）（<https://www.shojihomu.or.jp/public/library/3276/report0702.pdf>）。

【実務編】では、招集手続について基礎的な解説をした後、新型コロナウイルス感染症の流行を契機に盛んに議論されるようになった、定員制や事前登録制などの株主総会への入場制限の許容性という法的論点を呈示する。そして、それらの入場制限は、一定の合理的な範囲であれば許容され、株主総会の決議取消事由にならないという解釈を示唆する。また、令和元年会社法改正で創設された株主総会資料の電子提供措置（325条の2以下）についての論点を検討する。特に、会社法325条の3第1項7号に基づく電子提供措置事項の修正が認められる（修正することにより招集手続の瑕疵が治癒される）範囲はどこまであるかという問題について、修正事項の具体例を示して、詳しく分析している。

これを受けて、【理論編】では、株主の総会参与権の保障のあり方を再検討するという観点から、各種の方法による入場制限がどのような場合に許容されるのかについて、詳しい検討を行っている。また、電子提供措置事項の修正が認められる範囲について、【実務編】が挙げる具体的な事例ごとに見解を述べている。

（2）株主の議決権行使等に関連する実務

第2章「議決権行使促進／包括委任状・手続的動議に関する委任／本人確認・実質株主対応」（【実務編】金村公樹＝進華菜子／【理論編】松元暢子）は、株主総会における株主の権利行使に関連する実務及び法的論点について検討する。

【実務編】では、まず、会社による株主の議決権行使促進の実務について解説する。機関投資家の多くは、信託銀行等の名義株主を通じて上場会社の株式に投資しているため、会社は、株主名簿の記載だけからは、議決権行使の判断を行う者（実質株主）を把握することができない。そこで、実質株主に対する議決権行使促進のためのIR活動や株主総会の票読みのため、IR会社等に委託して実質株主判明調査を行うことが多い。【実務編】は、そうした実質株主調査の実務を紹介するとともに、会社が実質株主を把握するためにどのような制度が適切であるかという論点を呈示する。また、会社が議決権行使促進策として株主に金品を提供することが株主平等原則（109条1項）や利益供与規制（120条）に違反しないかという問題を提起する。さらに、大株主から包括委任状を受けることは委任状勧誘規制に服さないか、手続的動議についてのみ株主から委任を受けることができるかといった、議決権の代理行使の委任に関する論点も取り上げる。また、株主総会における株主の本人確認に関する実務を紹介

介するとともに、会社が本人確認の結果として、本当は株主でない者に株主権（株主提案権や議決権）を行使させたり、逆に、本当は株主である者に株主権を行使させなかったりした場合に、株主総会の決議の瑕疵に当たらないかという問題を検討する。最後に、実質株主の株主総会への参加（出席又は傍聴）に関する実務を説明する。

【理論編】では、【実務編】の問題提起を受けて、会社が実質株主を知るための制度について、英国の制度を紹介したうえで、わが国でそうした制度の導入を検討する際に考慮すべき点を論じている（論点①）。また、【実務編】で呈示された解釈上の諸論点について見解を述べる。特に、大株主から包括委任状を受けることについては、委任状勧誘規制の適用を受けないと解することは難しいとする（論点⑥）。その一方、会社が電子提供措置をとっている場合には、実質的に委任状参考書類の交付があったと解する可能性を示唆している（論点⑦）。

(3) 議案の撤回・修正、開催時刻・会場の変更、延会・継続会

第3章「議案の撤回・修正／開催時刻・会場の変更／延会・継続会」（【実務編】奥田亮輔＝立元寛人／【理論編】加藤貴仁）は、株主総会の開催に際して起こり得る、種々の通例的でない事態への対処法を取り扱うものである。

【実務編】は、まず、取締役会が株主総会の議案を決定した後、に事情の変更が生じ、議案の撤回や修正が必要になった場合の対応策を検討する。会社が招集通知の発送後（電子提供措置をとる会社では当該措置をとった後。以下同じ）に議案を撤回する場合、ウェブ修正やプレスリリースによって株主に撤回を周知することのほか、当日総会会場で、撤回について株主総会の承認（会場出席株主の多数決）を得ることが多い。【実務編】は、このような実務を紹介したうえで、株主総会の承認は撤回のために法的に必要か否かや、書面投票又は電子投票により、議案の可決のために必要な議決権行使が既にされている場合でもなお撤回は可能か、といった論点を呈示する。次に、自然災害等によって株主総会の開催時刻や会場の変更が必要となった場合に、どのような手続をとればそれが許容されるかという問題を検討する。さらに、自然災害や会計不正等の要因によって決算手続が遅延している場合の対応策として、①定時株主総会を本来の開催時期よりも延期する方法（延期方式）、②本来の開催時期に定時株主総会を開催して役員選任決議等を行ったうえで、継続の決議を行い、決算の承認又は

報告については継続会で行う方法（継続会方式）、③本来の時期に定時株主総会を開催して役員の選任決議を行った後、第二の株主総会を開催して決算の承認又は報告を行う方法（第二総会方式）という選択肢を紹介し、それぞれの方法をとる場合に生じる法的論点を呈示する。

【理論編】では、【実務編】で提起された論点のそれぞれについて、執筆者の見解が示される。招集通知発送後の議案の撤回（論点①）については、取締役の善管注意義務には、会社及び株主全体の利益となる決議を成立するために注意を尽くすことが含まれることから、取締役会が会社及び株主全体の利益とならないと判断する議案については、原則として撤回できると解すべきであるとし、撤回に株主総会の承認は不要とする（また、議案の撤回は株主総会の議事運営に関する事項とはいえないため、会場出席株主のみの判断に委ねられるべき問題でもないとする）⁷⁾。また、決算手続が遅延している場合の対処法に関しては、定款で定時株主総会の開催時期を定めている場合でも、天災のほか、「会計不正や業務上の不正行為等を理由にする決算手続の遅延」によって本来の時期に開催できないときは、その時期に遅れて定時株主総会を開催しても定款違反にはならないと解して、延期方式を広く許容する解釈を示す（論点⑥）。他方、継続会方式と第二総会方式についても一定の意義を認め、結論として、取締役会の判断により3つの方式からの選択を認めるべきであるとする（Ⅲ 5）。

3 株主総会の審議（議事運営）及び決議

(1) 株主総会の議事運営

第4章「総会当日の議事運営」（【実務編】若林功晃＝河西和佳子／【理論編】尾崎悠一）は、株主総会当日の議事運営（審議）に関する実務及び法的課題につ

7) 撤回の可否に関する本文のような見解は、研究会でこの論点が議論されたときに筆者（田中）が述べたものと同じであり、本稿の執筆時点でも筆者は同意見である。なお、事情によっては、撤回が取締役会の権限を濫用するものとして無効と解すべき場合があるかもしれない。例えば、取締役の任期満了に伴い、取締役の選任が株主総会の議題となっている場合に、事前の書面投票の動向から、会社（取締役会）提案の候補者の一部（例えば、現社長）が反対多数で不選任となることが予想される場合に、取締役会が、取締役選任の議題そのものを撤回する——それにより、現職の取締役全員を権利義務統行者（346条1項）として「延命」させる——といったことは、許されないように思われる。また、そのような場合は、会場出席株主の多数決による承認を得たからといって、撤回が許されることにはならないだろう。

いて論じるものである。

【実務編】では、株主総会の議事運営に関する種々の法的論点と、それについての実務上の対応策を解説する。具体的には、まず、議決権行使の代理人の資格を株主に制限する定款の効力の及ぶ範囲の問題、とりわけ、そうした定款条項を有する会社において弁護士の代理出席をどこまで認めるべきかという論点を呈示する。また、議長の議事整理権限（315条）について、株主の発言の制限や質疑の打ち切りがどこまで許容されるかを検討する。さらに、議事運営に関する動議（手続的動議）を議長が取り上げる義務があるかについて、議長不信任動議を中心に検討する。従来⁸⁾の学説では、一般に、手続的動議を取り上げるか否かは議長の裁量に属すると解しつつ、議長不信任動議に限っては、議長自身の利害が関わることから裁量になじまないとして、原則としてこれを取り上げる義務があると解してきた。これに対し、【実務編】では、議長不信任動議が「合理性を欠いたものであることが一見して明白」であるときにはこれを取り上げないことを認めた裁判例⁸⁾を手がかりに、実質的な審議に入る前の議長不信任動議については、これを直ちに上げず、質疑応答のときまでその採決を遅らせることも許容されるという解釈論を示唆する。【実務編】ではまた、株主による修正議案の提案（修正動議。304条）がどこまで許容されるかや、修正議案と原案の採決順序など、修正動議に関する論点について取り扱う。

【理論編】では、【実務編】で呈示された論点について、裁判例や学説の詳細な検討を踏まえて、執筆者の見解が述べられる。例えば、議長不信任動議については、開始直後や報告事項の報告中に提出されたからといってこれを権利濫用に当たると主張することは困難であるとしつつも、常にこの動議を直ちに諮らなければならないと解する必要はなく、議事進行の公正を害さない範囲で適宜なタイミングで議場に諮ることも許容されるとし、例えば報告事項の説明途中で出された動議については説明終了時に諮ることは許されるとする（論点⑤）。また、修正動議が許容される範囲については、従来⁸⁾の有力学説が、「平均的な株主」の「合理的な予想・期待」の範囲内でのみ修正動議が許容されるという

8) 東京高判平成22・11・24資料版商事法務322号180頁（大盛工業株主総会決議取消請求事件控訴審判決）。

解釈を前提に、「合理的な予想・期待」の範囲内であるかは修正が「株主に有利」か否かで判断するという見解を示していることに対し⁹⁾、このような一般的な基準を立てることは困難であり、個別の議題・修正提案ごとに検討する必要性を説いている（論点⑦）。

(2) 株主総会の決議

第5章「議決権行使・採決」（【実務編】邊英基＝片山和紀／【理論編】行岡睦彦）は、株主の議決権行使（書面投票又は電子投票による事前の議決権行使を含む）や採決の方法といった、株主総会の決議に関する実務及び法律問題を取り扱う。

【実務編】では、その前半部分で、書面投票又は電子投票による事前の議決権行使に関する実務と法的論点を紹介する。例えば、招集決議において事前の議決権行使の期限を定めた場合（298条1項5号・会社則63条3号ロ）に、期限後にされた議決権行使（期限後提出分）を会社の判断で有効とすることが許されるかという問題や、事前の議決権行使をした株主が当日総会に出席したが、採決前に退場したときにどのように取り扱うかといった問題を提起する。後半部分では、株主総会の採決方法に関する法的論点を取り扱う。ここでは、全議案を一括して採決すること（一括採決）の可否など、従来から議論されている¹⁰⁾、事前の議決権行使によって可決に必要な賛成が既に得られている場合に、総会冒頭で議長が決議の成立を宣言することにより、株主総会での採決を省略して、決議が成立したものとするという取扱いの可否という論点を呈示する。また、その取扱いによる決議の成立を認めた場合、その後に審議をする必要があるか、もしあるとすればそこでの審議の瑕疵（説明義務の違反など）が決議の取消事由になるかといった、関連する論点も検討している。

【理論編】では、【実務編】で呈示された各論点について、執筆者の見解が示される。例えば、期限後提出分を会社の判断で有効と取り扱うことについては、恣意的な取扱いとならない限り、特にそうした取扱いを事前に周知していなく

9) 大隅＝今井111頁注(11)。

10) 倉橋雄作「WEB時代における新しい株主総会シナリオ——コンテンツとしての価値を意識した議事運営へ」旬刊商事法務2260号(2021年)27頁、34頁-35頁。

ても許容されると解しつつ、会社が決議の結果に影響を及ぼすことを目的として殊更に期限後提出分を有効と取り扱うことは、決議方法の著しい不公正として取消事由（831条1項1号）に該当し得るという解釈を示す（論点③）。また、事前の議決権行使によって可決が確定している場合に、採決を省略して決議が成立したものとするという取扱いに対しては、会場出席の株主から議案に対する意思表示（議決権行使）の機会を奪うことになるという反論が想定されたとしながらも、この場合の採決には儀礼的な意味しかないことを踏まえて、採決を省略しても決議方法の法令違反とは評価しないか、仮にそう評価するとしても裁量棄却（831条2項）が認められると解することが妥当であるとする（論点⑤(ii)）。もっとも、採決の省略により総会冒頭での決議の成立を認めたとしても、審議は省略できないとし、審議の過程で説明義務違反があったときには決議取消事由にもなると解する（論点⑦）。解釈論としては以上の見解をとりつつ、立法論としては、書面投票・電子投票に先立つ情報開示を拡充する方向を目指すべきであり、仮に質疑応答という双方向的な形式での情報開示に価値を見出すのであれば、それも書面投票・電子投票に先立って行うことができるような制度設計を目指すべきではないかとする（同）¹¹⁾。

4 株主権行使への対応

——株主提案、委任状勧誘、株主による株主総会招集請求

(1) 株主提案への対応

第6章「株主提案対応」（【実務編】福田剛＝香川絢奈／【理論編】増田友樹）は、株主提案権（ここでは、303条による議題提案権及び305条による議案の要領通知請求権のみを対象にする）¹²⁾に関する実務及び法的論点について取り扱う。

【実務編】では、株主提案権の内容を説明した後、近時、上場会社において株主提案権の行使数が増加していることをデータに基づき明らかにする。その

11) この点に関し、前掲注6)「会社法制研究会報告書」では、その第7において、「会議体」としての株主総会の意義をどう考えるかという問題提起をしたうえ（104頁）、「事前の議決権の行使によって株主総会の決議があったものとみなす制度の創設」を検討課題として提示しており（105頁-109頁）、今後の会社法改正の審議事項となる可能性がある。

12) 304条による株主総会の会場における議案の提案は、修正動議の問題として、第4章で取り扱っている。

うえで、株主提案に関する各種の法的論点を紹介、検討する。とりわけ、米国の事前通知条項（advance notice bylaw）を参考に、会社が定款又は定款の授権に基づく株式取扱規則の定めによって、提案株主に対して、提案株主自身や提案議案に関する情報提供等を求めることが許容されるかという論点を呈示する。また、株主が業務執行事項若しくは環境・社会問題関連事項に関する定款変更の提案や、勧告的決議の提案をすることができるかといった、株主が提案できる議案の範囲の問題について検討する。その他、株主提案権の行使期限に関する問題や、株主提案権の行使が権利濫用とされるのはどういう場合か、株主提案権を撤回する方法（撤回に取締役会決議が必要か）、株主総会において提案株主が提案理由を説明することを議長が認める必要があるかなどの諸論点を紹介、検討している。

【理論編】では、まず、株主提案権に関する先行研究を紹介した後、株主提案権を経営陣への規律づけの手段として理解するという見方を呈示する（Ⅰ 4）。そして、そのような理解を前提に、【実務編】で呈示された各論点について執筆者の見解を述べる。特に、会社が定款の定めにより、提案株主に一定の情報提供を要求することについては、株主が提案議案の内容を評価するために合理的に必要な範囲であれば、提案株主及び取締役候補者についての情報を要求する事前通知条項の導入は、わが国においても適法であると考えられるとする。ただし、米国の判例や研究も踏まえると、経営陣が保身のために事前通知条項を導入する懸念があることから、事前通知条項の適法性は、その内容だけでなく、導入のタイミングも踏まえて慎重に判断されるべきであるとする（論点③・Ⅲ 2）。他方、株式取扱規則にそのような定めをすることは、株式取扱規則は株主への開示が要求されていないことから、経営陣が保身のために用いるリスクがより大きいとして、恣意的な運用を防止する手続が必要であるとする（論点④）。また、株主が提案できる議案の範囲の問題に関しては、株主総会の決議事項であれば株主提案ができるという立場から、業務執行事項や環境・社会問題関連事項についても、定款変更議案の形をとれば株主提案ができるとする（論点⑥・Ⅴ 4）。

（2）賛否拮抗総会における委任状勧誘

第7章「委任状勧誘戦を含む賛否拮抗総会」（【実務編】近澤諒＝中尾匡利／

【理論編】行岡睦彦)は、委任状勧誘戦が行われ、賛否が拮抗するような株主総会の実務と、その場合に生じる法律問題を検討する。

【実務編】では、委任状勧誘規制が長期にわたって改正されておらず、必ずしも実務の現状に沿わないものになっているという問題意識を示した後、委任状勧誘及び委任状による議決権の代理行使、あるいは総会会場での投票による議決権行使に関連する法的論点を多岐にわたって紹介、検討する。例えば、委任状勧誘規制の対象となる「勧誘」の解釈、とりわけ、会社が委任状の交付前に、機関投資家などとの間で対話や意見交換をすることが許容されるか(論点①)などの論点を呈示する。また、違法・不当な委任状勧誘が行われた場合に事前に仮処分手続で争うことの可否(論点④)、勧誘に際して株主に金員を交付するなど不当な勧誘方法がとられた場合に、会社が、当該方法により取得した委任状に基づく議決権の代理行使は無効であるとして拒絶することの可否(論点⑥)、委任状の有効性判定について会社がルールを定めること(株主が委任状交付後に書面投票した場合、後の書面投票を有効として扱うことなど)の可否(論点⑨)などの論点が呈示される。

【理論編】では、【実務編】で呈示された各論点について執筆者の見解が述べられる。例えば、論点①については、勧誘者が早期に機関投資家などの大口株主との間で意見交換や対話をするニーズがあることに配慮し、「勧誘」を合理的に限定解釈する方向を示す。具体的には、勧誘者が④機関投資家への意見聴取や働きかけの時点において委任状の作成・交付を求めておらず、かつ、⑥その後委任状の作成・交付を求める際には、それと同時に、又はそれに先立って、委任状用紙と委任状参考書類を交付している限り、交付前勧誘禁止規制(金商令36条の2)に違反しないという解釈を呈示する(Ⅱ3)。論点④については、株主総会の開催の差止めや、違法・不当な委任状勧誘により代理権授与が無効と解される場合における議決権行使の差止めなど、種々の差止め請求についてその可否や要件を詳細に検討する(Ⅳ)。論点⑥については、会社が決議の公正な成立を確保するための妨害排除請求権の行使として、不当な勧誘方法により代理権の授与を受けた者による議決権の代理行使を拒絶することができるという解釈の可能性を指摘しつつ、株主が他の株主に対して委任状勧誘をする際に利益を供与することが当然に「不当」とは断言できないとして、株主間の利益供与が許容される範囲については立法論を含めた検討が必要であるとす

る（Ⅴ2）。論点⑨については、株主が委任状交付した場合はそれにより総会に代理出席することになるから、書面投票は無効と解さざるを得ない（会社が反対の定めをすることはできない）という学説があることを指摘しつつ、株主が委任状交付後に書面投票した場合は先の委任状を撤回する旨の意思表示がされたと解釈することも可能であるとの立場から、取締役会が招集決定において、株主の意思解釈について合理的な判定基準（作成日付が後の書面投票の方を有効と扱うこと）を定めてこれを株主に周知した場合は、それに従った処理を適法と解してよいとする（Ⅶ2）。

（3）株主による株主総会招集請求

第8章「株主総会招集請求への対応」（【実務編】朽網友章＝兼松勇樹／【理論編】顧丹丹）は、株主による株主総会招集請求（297条）に関する実務及び法的論点を取り扱う。

【実務編】では、アクティビストの台頭により、株主による株主総会招集請求及び招集の件数が増加していることをデータに基づいて明らかにした後、株主総会招集請求を受けた場合の実務対応の流れをフローチャートを用いて説明する。続いて、株主による株主総会招集請求に関する法的論点を呈示、検討する。具体的には、株主総会招集請求が権利濫用とされるのはどのような場合か、勧告的決議をする目的で株主総会招集請求をすることの可否、株主による株主総会の招集・開催に会社はどこまで対応・協力する必要があるか、株主の招集請求にかかる株主総会の開催費用（株主の支出した委任状勧誘費用やアドバイザー費用等も含む）は誰の負担になるかといった論点が検討対象となる。

【理論編】では、まず、株主による株主総会招集請求権の意義（機能）や課題について、諸外国（米英独）の法制との比較を踏まえた分析を行う（Ⅰ）。ここでは、株主の株主総会招集請求権は、経営者に対する監督（規律づけ）の機能を果たし得る半面、会社ひいては株主全体の利益を害する利用がされる等の弊害を伴い得るとし、立法論としては、公開会社について定款規定による持株要件の加重を許容することが考えられるとする（Ⅰ3(2)）¹³⁾。そのうえで、【実

13) 前掲注6)の「会社法制研究会報告書」は、その第9で、株主提案権の行使要件の見直しも検討課題として挙げており（124頁）、今後、会社法改正の審議事項となる可能性はある。

務編】で呈示された諸論点について検討を行う。例えば、株主総会招集請求が権利濫用になる場合については、客観的要件として①株主総会を招集することに実益がなく、かえって有害であること、主観的要件として②申立株主に害意があることが必要であるとし、この枠組みによって、【実務編】で呈示される具体例がそれぞれ権利濫用に当たるかを検討している（論点①）。また、株主が招集した株主総会の開催費用については、株主は、会社の機関的な立場において招集・開催をしているのであるから、合理的な金額である限り会社に全額求償できるという立場を基本として、何が「合理的な金額」に当たるかという観点から費用負担の問題を検討している（論点⑩）。

5 パーチャル株主総会

第9章「バーチャルオンリー株主総会」（【実務編】河島勇太＝白岩直樹／【理論編】後藤元）は、2021年6月の産業競争力強化法の改正によって可能となった、バーチャルオンリー株主総会（物理的な開催「場所」〔298条1項1号〕を定めずに、オンラインのみによって開催される株主総会）について取り扱う¹⁴⁾。

【実務編】では、まず、一般に「バーチャル株主総会」と呼ばれるものには、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会、ハイブリッド出席型株主総会、及びバーチャルオンリー株主総会の3種のものがあることを説明し、それぞれの株主総会の開催件数の推移を示す。そのうえで、バーチャルオンリー株主総会の招集手続、議事運営及び決議に関連する様々な法的論点を呈示する。招集手続に関しては、通信障害等によってバーチャルオンリー株主総会が開催できない場合に備えて、招集決議に際して「予備日」を定めたときの法的論点（実際に予備日に開催することを誰が決定するか、その際の株主への周知方法等）のほか、そのような場合には「場所」の定めのある株主総会を開催することを招集決議において定めること（すなわち、株主総会の開催方法を選択的に定めること）ができる

14) 第9章は、基本的にバーチャルオンリー株主総会のみを検討対象としている。物理的な会場を設けるとともに株主はオンラインによって出席することもできるものとするハイブリッド出席型株主総会に関する法的論点については、本書では、論点ごとにそれに関連する章の中で検討している。例えば、ハイブリッド出席型株主総会をする場合に、株主がオンライン出席して質問・動議、議決権行使する機会を与えたうえで、実会場では人数を制限した定員制を設けることの可否について、第1章論点①参照。

かといった論点を呈示する。また、株主総会の出席のために事前登録を要求することの可否という問題も提起する。バーチャルオンリー株主総会の議事運営や決議に関しては、株主による質問や動議の時期や方法について制限を設けることがどこまで許容されるか、採決に際して役員である株主については一般株主と異なる議決権行使方法を認めることができるか、通信障害が起きたときに決議の瑕疵（株主総会の決議取消事由又は不存在事由）となるのはどのような場合か、といった論点が検討される。

【理論編】では、バーチャルオンリー株主総会の意義について、主要国の法制比較を踏まえた分析を行ったうえで、【実務編】で呈示された各論点についての考察を展開している。例えば、バーチャル株主総会の場合の事前登録制は、事前に出席希望者数を把握し、必要な場合は同時アクセス数の引上げをするための措置としては合理的であり、この目的のために事前登録をしなかった株主の出席を拒否することも肯定されるが、事前登録数が想定より多いことが判明したにもかかわらずアクセス数の上限を引き上げずに出席制限することは、基本的に認めるべきではないとする（論点⑩（i））。通信障害の場合については、株主が利用する通信事業者のトラブルを含め、通信障害が株主側の事情で生じた場合には決議方法の法令違反とならないが、会社側の事情（会社が利用した通信事業者やバーチャルオンリー株主総会システム業者のトラブルを含む）によって生じた場合は、速やかに復旧できない限り、別日への延期や予備日での開催に切り替えるべきであり、このような措置をとらずに事前の議決権行使のみで採決をした場合には、決議方法の法令違反として決議取消事由が認められることになると解する（論点⑫）。また、今後の会社法改正で検討課題となると予想される、通信障害が決議取消事由に該当しないように立法的手当てを設ける場合における要件についても検討している（同）。

Ⅲ おわりに

Iで述べたとおり、近時の日本では、株主総会を巡って様々な新しい事象が生じており、それに対応するために、株主総会に関する適切な法制度の設計が必要とされている。本書で展開する様々な法的論点に関する解釈論や立法論が、そうした法制度の設計に貢献できれば幸いである。

株主総会の理論と実務

2025 年 8 月 30 日 初版第 1 刷発行

編 者 田中 亘
森・濱田松本法律事務所
発行者 江草貞治
発行所 株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
<https://www.yuhikaku.co.jp/>
装 丁 吉野 愛
印 刷 株式会社理想社
製 本 大口製本印刷株式会社
装丁印刷 株式会社享有堂印刷所

落丁・乱丁本はお取替えいたします。定価はカバーに表示してあります。

©2025, Wataru Tanaka, Mori Hamada & Matsumoto.

Printed in Japan ISBN 978-4-641-23354-6

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内の利用でも著作権法違反です。

【COPY】 本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつと事前に、（一社）出版者著作権管理機構（電話03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail:info@copy.or.jp）の許諾を得てください。